平成２１年（フ）第６２号
長崎県長崎市平戸小屋町５番２号
破産者　荒川　俊孝
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３１７号
富山市宝町１丁目６番25―601号　ベルソフィア
破産者　笹岡　　覚
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第６５９号
奈良県宇陀市榛原区萩乃里６番地
破産者　池山　和弘
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第９０号
奈良県橿原市葛本町118番地の３　クレセール橿原306
破産者　山原建設こと　山原　伸亮
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第２０５号
奈良県橿原市高殿町582番地の１
破産者　小山　益享
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成１９年（フ）第７６１号
神奈川県平塚市岡崎2816番地の３
破産者　鈴木　英雄
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第３９０号
神奈川県秦野市桜町２丁目４番65号、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市四之宮１丁目１番12―802号　グランマーレ湘南公園ＥＡＳＴ
破産者　田中　　弘
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第７２号
福井県大飯郡おおい町岡安第４号20番地
破産者　芝原　　悟
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２０年（フ）第７３号
福井県大飯郡おおい町岡安第４号20番地
破産者　芝原美穂子
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２０年（フ）第８２号
福井県小浜市国分第52号８番地
破産者　中積　正蔵
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２０年（フ）第９７号
名古屋市南区弥次ヱ町３丁目54番地の２　サウスコート北頭418号
破産者　山田　滋樹
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２１２９号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地４棟605号、開始決定時の住所名古屋市南区内田橋１丁目６番20号
破産者　黒川　勝博
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第７０１号
愛知県稲沢市田代２丁目２番５号
破産者　達川　俊夫
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第５１６号
愛知県稲沢市下津下町西１丁目58番地
破産者　林　　英子
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成１７年（フ）第２４４５号
神戸市北区有馬町1377番地の１　市営有馬住宅３―102号、開始決定時の住所神戸市兵庫区湊町３丁目１番17号
破産者　伊藤　浩介
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１３５７号
神戸市中央区筒井町３丁目２番３―1101号
破産者　三城　英勝
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２１号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番17―802号
破産者　小島　卓也
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部